

公共料金等の支払いに係るクレジットカード決済業務応募要領

1 総則

公共料金等の支払いに係るクレジットカード決済業務（以下「業務」という。）の契約相手方を公募により選定することとし、その実施については、この要領に定める。

2 業務内容

業務内容は、別添 1「公共料金等の支払いに係るクレジットカード決済業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

3 応募資格

応募者は、次の全てに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7・8・9 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (5) 関東森林管理局長から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 仕様書に掲げる基本要件を全て満たす者であること。

4 応募申込書等の提出期限等

業務の請負を希望する者は、以下により書類の提出を行う。

- (1) 提出期限：令和 8 年 11 月 11 日（水）午後 4 時 00 分
- (2) 提出場所及び問い合わせ先

〒371-8508 群馬県前橋市岩神町 4 丁目 16 番 25 号
関東森林管理局 経理課 課長補佐 電話 027-210-1149

- (3) 提出書類

ア	応募申込書（様式 1）	1 部
イ	令和 7・8・9 年度競争参加資格審査結果通知書 （全省庁統一資格）の写し	1 部
ウ	提出者の概要（会社概要等）	1 部
エ	委任状（様式 2） （応募に当たって委任行為等がある場合に限る）	1 部

- (4) 提出に当たっての留意事項

- ア 持参により提出する場合の受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分迄とする。（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる行政機関の休日を除く。また、令和 8 年 11 月 11 日においては午前 8 時 30 分から午後 4 時 00 分迄とする。）
- イ 郵送等により提出する場合は、「4（1）提出期限」内に、「4（2）提出場所」に到着したものまでを受け付ける。
- ウ 提出された書類に不備があった場合は、無効とする。

- エ 提出された書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消を行うことはできない。また、返還も行わない。
- オ 虚偽の記載をした書類は、無効とする。
- カ 応募資格を有しない者が提出した書類は、無効とする。
- キ 応募申込書の提出者は、暴力団排除に関する誓約事項（様式3）について応募申込書の提出前に確認しなければならず、応募申込書の提出をもってこれを誓約したものとする。
- ク 暴力団排除に関する誓約事項に、虚偽又はこれに反する行為が認められた場合は、当該申し込みを無効とする。

5 契約者の決定方法

- （1）応募要領に基づいて作成した応募申込書等を支出負担行為担当官が審査し、応募資格を全て満たしていると認めた者と契約を締結するものとする。
- （2）有効な応募が複数ある場合には、当該応募者又はその代理人によりくじを引かせて契約予定者を1者に決定する。応募者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、本件事務に関係のない職員がこれに代わって行う。
- （3）応募者は、代理人をしてくじを引かせるときは、応募する際に委任状（様式2）を提出しなければならない。
- （4）応募者及び応募者の代理人は、当該契約に係る抽選について、他の応募者の代理人をすることはできない。

6 その他

- （1）応募及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- （2）本件契約の締結に当たっては、別添2「契約書（案）」のとおり契約書を作成する。
- （3）応募者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

公共料金等の支払いに係るクレジットカード決済業務 仕様書

1 業務名

公共料金等の支払いに係るクレジットカード決済業務

2 業務内容

本業務は、業務受注者（以下、「乙」という。）が、関東森林管理局長（以下、「甲」という。）を法人会員に入会させ、会員番号の付与を行い、公共料金等を請求する者（以下、「事業者」という。）から、甲に対して公共料金等の支払請求が発生した都度、甲に代わり、事業者の定める期限までにクレジットカードを用いた方法により決済を実施する（以下、「カード決済」という。）もの。

また、乙は、甲に代わり決済を実施した金額（以下、「カード利用金額」）を甲に請求をするものとする。

3 契約期間

- （1）令和8年12月1日から令和9年3月31日迄とする。
- （2）年会費及び発行手数料等この契約に係る一切の費用を要しないことを条件とし、その上で特段の支障の無い場合は、付与された会員番号の有効期限の範囲内で毎年度更新するものとする。なお、この場合、毎年度当初に契約を行うものとする。
- （3）甲の都合により契約を解除しようとするときは、解除予定日の1ヶ月前までに乙に対し通知するものとする。

4 業務条件

次の条件を満たしていること。

- （1）甲は、乙が指定するカード会員入会申込書により会員番号の付与を依頼することとし、乙は甲の依頼に基づき、速やかに会員番号を付与するものとする。
- （2）乙は、甲に対して、クレジットカードを発行せずに、会員番号による管理を行うこと。また、キャッシング機能を付与しないこと。
- （3）会員番号の予定発行件数は1件とする。なお、業務の円滑な遂行が可能となる等の理由が生じた場合には、協議の上でその発行件数を変更することを妨げないものとする。
- （4）年会費、発行（再発行含む）手数料、保証金、会員番号の付与・変更、入退会等の各種手続きに要する手数料及び甲のカード決済利用に係る手数料は無料とする。
- （5）乙は、甲に対し、カード利用金額の支払いにおける振込先口座を書面にて事前に連絡すること。
- （6）乙が、甲に対しカード利用金額の支払いを請求する際は、全て請求書発行による振込払いとすること。なお、請求書発行に当たっては、カード決済利用に係る利用年月日、利用先、利用

金額等を記載した明細書を添付すること。

- (7) カード決済の締切日は原則各月末日とし、乙は、カード決済利用ごとの利用日、利用先、利用金額等を記載した明細書を作成し、翌月末日までに甲に提出することとする。
- (8) 事業者に対する支払遅延が発生した場合については、乙の責任において解決するものとし、甲に対して遅延損害に関わる請求は一切行わないものとする。
- (9) 乙は、会員番号の流出や不正使用が判明した際には、速やかに利用停止手続きを行うとともに、その後の事務に影響が生じないよう、速やかに甲付与した会員番号の変更を行うこと。また、不正使用による損害に対して甲は一切の責任を負わないものとする。

5 カード利用金額

次の金額がカード決済可能であること。ただし、いずれも見込額であり、記載した金額の利用を確約するものではない。

月間利用見込額 100,000円

年間利用見込額 400,000円

6 その他

- (1) 本業務の円滑な運営を図るため、乙は本業務の受注に際して、甲に対し連絡窓口を書面にて届け出ること。
- (2) 乙は業務上知り得た情報を他に漏洩してはならない。
- (3) 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。
- (4) 乙は、本件の実施にあたり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の低減、資源の再利用に努めるものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、その対応方法等について決定するものとする。

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 関東森林管理局長 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) とは、下記条項により 公共料金等の支払いに係るクレジットカード決済業務に関する契約を締結する。

条 項

(信義誠実の原則)

第 1 条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第 2 条 乙は、別添「公共料金等の支払いに係るクレジットカード決済業務 仕様書」(以下、「仕様書」という。)に基づき、甲を法人会員に入会させ、会員番号を付与し、使用させる業務(以下「業務」という。)を行うものとする。

なお、本契約に定める事項のほかは、乙の定めるカード会員規約の定めに従うものとする。

- 2 甲は、付与された会員番号を、乙の加盟店である公共料金等事業者(以下「事業者等」という。)に限り使用するものとする。
- 3 甲は、会員番号の使用により生じた甲に対する債権を、乙が甲に代わって事業者等に立替払いする、又は事業者等から乙に譲渡することをあらかじめ承諾するものとする。
- 4 甲は、前項の債権額(以下、「カード利用金額」という)を乙に支払うものとする。

(契約期間)

第 3 条 契約期間は、令和 8 年 12 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日迄とする。

(契約金額)

第 4 条 契約金額は、次のとおりとする。

年会費、業務に係る手数料：無料

債 権：カード利用金額

(契約保証金)

第 5 条 契約保証金は、免除する。

(権利義務の譲渡等)

第 6 条 乙はこの契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、信用保証協会法(昭和 28 年法律第 196 号)に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成 10 年法律第 105 号)第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社、信託業法(平成 16 年法律第 154 号)第 2 条第 2 項に規定する信託会社

又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

- 2 乙が本契約により行うこととされていたすべての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて債権の譲渡を行い、乙が甲に対して民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。）第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、乙から債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が甲に対し、債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する通知若しくは民法第 467 条又は債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
- （1）甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留すること
 - （2）譲受人は、譲渡対象債権について、前項ただし書きに規定する者以外の者への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと
 - （3）甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと
- 3 第 1 項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 42 条の 2 の規定に基づき、甲が同令第 1 条第 3 号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（再委託の制限）

第 7 条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ再委託先の住所、名称、再委託の業務範囲、業務実施体制等を明らかにしたうえで、甲の承認を得なければならない。
- 3 乙は、再委託をしようとするときは、乙が本契約を順守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託先と約定しなければならない。
- 4 乙は、再委託をしたときは、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
- 5 乙は、再委託の内容を変更する必要がある場合、変更内容について甲の承認を得なければならない。
- 6 甲は、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し、再委託に関して必要な報告を求めることができる。

（秘密の保持）

第 8 条 甲及び乙は、本契約の履行に関し知り得た相手方の秘密に属する事項を他に漏ら

し、又はその他の目的に使用してはならない。

2 乙は、乙の従業員が業務により知り得た事項の漏洩防止措置を講ずるものとする。

3 甲及び乙は、本契約終了後においても第1項の責任を負うものとする。

(事情変更)

第9条 甲は、必要がある場合には、乙と協議して業務の内容を変更し、又は業務を一時中止若しくは業務の一部を打ち切ることができる。

2 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適當となったと認められる場合は、協議して本契約内容を変更することができる。

3 前二項の場合において本契約条項を変更する必要がある場合には、書面により定めるものとする。

(検 査)

第10条 乙は、各月経過後、利用日、利用内容、事業者等、カード利用金額が記載された利用明細書（以下「明細書」という。）を作成し、甲の指定する検査職員の検査を受けなければならない。

2 甲は、乙から明細書の提出を受けたときは、提出を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 乙は、第1項の規定による検査に合格したときをもって業務を完了したものとする。

4 前項の場合において生ずる一切の費用は、乙の負担とする。

(利用料金の請求)

第11条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、請求書によりカード利用金額の支払いを甲へ請求するものとする。

2 甲は、前項の適法な請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に請求金額を乙に支払わなければならない。

(遅延利息)

第12条 甲は、その責に帰すべき事由により、前条の規定による請求金額を約定期間内に支払わないときは、約定期間満了の日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

2 前項の規定により計算した額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 前2項の場合において、遅延の原因が天災事変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、これを約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

(契約の解除)

第 13 条 甲は、自己の都合により、乙に対し 1 ヶ月以上前の予告期間をもって書面により通告し、本契約を解除することができる。

2 天災その他、乙の責に帰することができない理由により、乙が解除を申し出て、甲がそれを承認した場合、本契約を解除することができる。

3 甲は、乙が本契約条項に違反したとき、若しくは正当な理由なく本契約上の義務を履行する見込みがないと認められるときは、書面により通告し、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 14 条 乙は、第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定による事情変更の場合、又は前条第 1 項若しくは第 2 項の規定による解除の場合には、甲に対して損害賠償の請求をしないものとする。ただし、甲に対して既に経過した期間における業務の終了部分に相当する契約金額を請求できるものとし、この場合は第 10 条から第 12 条までの規定を準用するものとする。

2 前条第 3 項の規定による解除の場合は、甲は、乙に損害賠償を請求できるものとする。

3 乙は、本契約を履行するに当たり、甲に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に期すべき理由による場合においては、この限りでない。

4 乙は、本契約を履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合においては、この限りでない。

5 第 2 項又は第 3 項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 15 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条若しくは第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第16条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、仕様書に記載する年間利用見込額(以下、「概算総額」という。)の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の概算総額の100分の10に相当する額のほか、売買代金の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

5 乙が第1項及び第2項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(疑義の解決)

第17条 この契約に関して疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ決定するものとする。

(特約条項)

第18条 暴力団排除に関する特約条項については、別紙のとおりとする。

この契約の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 群馬県前橋市岩神町4丁目16番25号
支出負担行為担当官
関東森林管理局長 増井 国光

乙

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれかに該当する者を再委託先としないことを確約する。

(再委託契約等に関する契約解除)

第15条 乙は、契約後に再委託先が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再委託先との契約を解除しなければならない。

2 甲は、乙が再委託先が解除対象であることを知りながら契約したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託先との契約を解除しないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(様式1)

応 募 申 込 書

令和 年 月 日

関東森林管理局長 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

公共料金等の支払いに係るクレジットカード決済業務について、応募要領記載の応募資格について誓約するとともに、仕様書の必須条件を全て満たしており当該業務を確実に履行できるので、下記の必要書類を添付の上、応募します。

記

- | | |
|-----------------------------|---------------|
| 1 提出者の概要（会社概要等） | 1 部 |
| 2 令和7・8・9年度競争参加資格審査結果通知書の写し | 1 部 |
| 3 委任状 | 1 部 ※必要に応じて提出 |

(担当者)

所属部署：

氏 名：

電 話：

F A X：

(様式2)

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

関東森林管理局長 殿

私は、 を代理人と定め、支出負担行為担当官 関東森林管理局長の発注する「公共料金等の支払いに係るクレジットカード決済業務」に関し、抽選に関する一切の権限を委任します。

代理人氏名	
-------	--

住 所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

(記載要領)

1. 用紙の寸法は、A4判とし、縦長に使用すること。
2. 代理人を選定する場合は、適宜括弧内を記載すること。

(様式3)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴所の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、応募申込書の提出をもって誓約いたします。

※（様式1）応募申込書の提出前に、本誓約事項を確認しなければならず、応募申込書の提出をもってこれを誓約したものとする。